

## 静岡県がんセンター局管理規程第2号

静岡県がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成30年3月28日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者  
がんセンター局長 小櫻 充久

静岡県がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第8条 (略)	第8条 (略)
(1) 臨床等業務手当	(1) 臨床等業務手当
(2) 放射線作業手当	(2) 放射線作業手当
(3) 有害薬品等取扱手当	(3) 有害薬品等取扱手当
(4) 夜間看護等手当	(4) 夜間看護等手当
	(5) <u>死体処理手当</u>
2～7 (略)	2～7 (略)
	8 <u>死体処理手当は、職員が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規程する災害その他人事委員会規則に定めるものに対処するため死体の収容等の作業に従事したときに支給する。</u>
	8の2 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,000円（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。